事業活動脱炭素化取組指針

平成２２年　４月　１日
変更　平成２７年　５月２２日
変更　平成３１年　４月　１日
変更　令和　５年　３月３０日
変更　令和　５年　４月　１日
変更　令和　６年　４月　１日
変更　令和　７年　４月　１日

１　総則

（１）目的

この指針は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成２１年川崎市条例第５２号。以下「条例」という。）第９条第１項の規定に基づき、事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等の推進並びに条例第１０条第１項の規定による事業活動脱炭素化取組計画書、条例第１０条第３項の規定による中小規模事業者用脱炭素化取組計画書並びに条例第１１条第１項の規定による事業活動脱炭素化取組結果報告書及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の作成に必要な事項について定めるものである。

また、条例第９条第２項の規定に基づき、科学的知見、技術水準その他の事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。

（２）用語の定義

この指針で使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成２１年川崎市規則第９０号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

２　事業活動に係る脱炭素化に向けた取組

（１）事業活動に係る脱炭素化に向けた取組の基本的な考え方

ア　温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置

事業者は、その事業活動に係る設備等について、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の向上その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の量のより少ないものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量のより少ない利用に努めるものとする。

イ　温室効果ガスの排出の量の削減に寄与する技術又は製品の開発等

事業者は、製品の製造等を行うにあたり、エネルギー消費効率が高いもの、脱炭素エネルギー源や未利用エネルギーなど（以下「脱炭素エネルギー源等」という。）を利用したもの、温室効果ガスの排出係数がより小さい燃料等を使用しているものその他その利用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に寄与する技術又は製品の開発等に努めるものとする。

ウ　廃棄物等の発生の抑制等

事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、廃棄物等の発生の抑制や再使用等に努めるものとする。

エ　事業者間の連携

事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減等の取組等に関する情報共有や技術提供のほか、エネルギーの相互利用など、事業者間で連携した温室効果ガスの排出の量の削減等に努めるものとする。

（２）事業活動に係る脱炭素化に向けた取組の推進

ア　設備等に係る温室効果ガスの排出の量の削減等

事業者は、その事業内容、事業所の形態等に応じ、事業活動に係る設備等に関し、次の事項その他の方法の実施に努めるものとする。

(ｱ) 化石燃料及び非化石燃料の燃焼の合理化

(ｲ) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

(ｳ) 廃熱の回収利用・融通

(ｴ) 熱の動力等への変換の合理化

(ｵ) 放射、伝熱、抵抗等によるエネルギー損失の防止

(ｶ) 電気の動力、熱等への変換の合理化

(ｷ) 非化石燃料若しくは温室効果ガスの排出の量のより少ない化石燃料への転換

イ　計画的に取り組むべき事項

(ｱ) 推進体制の整備

脱炭素化に向けた取組に関する推進体制を整備するとともに、従業員に対し、脱炭素化に向けた取組の重要性や取組に必要な情報などについて周知徹底を行うため、研修等の教育体制を整備すること。

(ｲ) 温室効果ガスの排出の量及び設備等の運転状況の把握

事業活動に係る設備等の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに設備等の設置、運転等の状況を適切に把握すること。

(ｳ) 情報収集

事業活動に係る設備等の選択及び使用方法に関し、文献、データベースを活用する等、情報を収集し、整理を行うこと。

(ｴ) 設備等の選択

事業活動に係る設備等及びその使用方法の選択については、将来的な見通し、計画性を持って適切に行うこと。

(ｵ) 実施状況及び効果の把握

(ｴ)の実施状況及びその効果を把握すること。

(ｶ) 自己評価の実施

(ｵ)を踏まえ、事業活動に係る設備等の選択及び使用方法について再検討し、継続的に効果的な取組を実施すること。

(ｷ) 次世代自動車の導入

事業活動に伴う自動車には、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車を計画的に導入すること。

(ｸ) 輸送の効率化

目的に応じた自動車や輸送量に見合った自動車を使用するため、適正な車両の選択を行うこと。また、共同輸配送や輸配送ルートの最適化、モーダルシフトを

推進すること。

(ｹ) 脱炭素電力や低炭素電力等の積極的利用

事業活動で使用する電気については、再生可能エネルギー源等により発電した電力や二酸化炭素排出係数のより小さい電力を積極的に利用するよう努めること。

(ｺ) 公共交通機関等の利用の促進

従業員の通勤等に関しては、公共交通機関等を積極的に利用し、マイカー通勤を抑制すること。

(ｻ) 環境教育及び環境学習の推進

地球温暖化対策に係る環境教育及び環境学習を推進するよう努めること。

ウ　その他考慮すべき事項

(ｱ) 事業者は、脱炭素化に向けた取組を推進するため、上記のほか、別表第１から６に掲げる対策について実施するよう努めるものとする。

(ｲ) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成２１年経済産業省告示第６６号)、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（平成１８年経済産業省、国土交通省告示第７号）又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準（平成１８年経済産業省、国土交通省告示第６号)、工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準（令和５年経済産業省告示第２８号)、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する貨物輸送事業者の判断の基準（令和５年経済産業省、国土交通省告示第３号）又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する旅客輸送事業者の判断の基準（令和５年経済産業省、国土交通省告示第４号）並びに事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（平成２０年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第３号）等を参考にし、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に努めるものとする。

(ｳ) 事業所等（特定事業者が行う連鎖化事業に係る加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う事業者（以下「テナント等事業者」という。）は、その使用に係る施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者が実施する取組等に協力するなどし、共同して温室効果ガスの排出の量の削減等に努めるものとする。

３　特定事業者に係る脱炭素化に向けた取組

特定事業者に係る脱炭素化に向けた取組について、条例第１０条第１項の規定による事業活動脱炭素化取組計画書及び条例第１１条の規定による事業活動脱炭素化取組結果報告書の作成等に必要な事項等は次のとおりである。

（１）特定事業者の範囲

ア　規則第４条第１号、第２号、第４号に係る事業者

事業者が特定事業者に該当するか否かの判断は、市内に立地する本社、工場、支店、営業所など事業者が設置している全ての事業所等に係るエネルギー使用量等を含めて行うも

のとする。

また、その他の具体的な事業所等のエネルギー使用量等の範囲は次のとおりとする。

(ｱ) 所有している建物の一部を他の者が利用している場合

建物所有事業者は、当該建物全体のエネルギー使用量等から個々のテナントが設置及び更新の権原を有し、そのエネルギー使用量等を把握している設備にかかるエネルギー使用量等を差し引いたものを当該建物所有事業者のエネルギー使用量等として算入する。

(ｲ) テナント等事業者

テナント等事業者は、エネルギー管理等の権原の有無にかかわらずテナント等専用部に関わる全てのエネルギー使用量等を当該テナント等事業者のエネルギー使用量等として算入する。

(ｳ) 自動車等

主に事業所等の敷地外で走行する自動車等のエネルギー使用量等はエネルギー使用量等に算入せず、構内専用のフォークリフト等の敷地内のみを走行する自動車等の移動体は当該事業所のエネルギー使用量等として算入する。

イ　規則第４条第３号に係る事業者

特定事業者に該当するか否かの判断は、事業者が使用する対象自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成４年政令第３６５号）第４条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）以下同じ。）のうち、使用の本拠が市内にあるものの台数により行う。

（２）原油換算エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の算定等

ア　原油換算エネルギー使用量

規則第４条第１号及び第２号の規定による原油換算エネルギー使用量は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和５４年政令第２６７号）及び施行規則（昭和５４年経済産業省令第７４号）に基づき算定するものとする。

イ　温室効果ガス排出量

規則第４条第４号の規定による「温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度又は前年の排出の量」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成１１年政令第１４３号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成１８年経済産業省・環境省令第３号）に基づき算定するものとする。

（３）脱炭素化に向けた取組の実施手順及び推進体制の整備

特定事業者は、事業活動の脱炭素化に向け、次に掲げる手順を参考に取組を実施するものとし、そのための推進体制を整備する。

ア　脱炭素化に向けた取組に関する基本方針の策定

イ　温室効果ガスの排出の量と密接に関係する設備等の運転及び保全状況の把握

ウ　脱炭素化に向けた目標、計画等の立案

エ　脱炭素化に向けた取組のための人材及び予算の確保及び管理

オ　脱炭素化に向けた取組のメニューの選定及び実施並びに進行管理

カ　脱炭素化に向けた取組の効果の確認及び検証

キ　脱炭素化に向けた取組の見直し

（４）脱炭素化に向けた取組の計画的な推進

ア　事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等を図るための基本方針

特定事業者は、市内事業所等の設備等に係る対策、自動車等に係る対策及び事業所内で実施するその他の対策の推進に係る全体の基本方針を定めるものとする。ただし、その特定事業者が全社的に温室効果ガスの排出の量の削減等を図るための方針を定めている場合は当該方針を反映させた方針を策定するものとする。

また、基本方針には実施状況の適切な進行管理を行うための方針も定めるものとする。

イ　温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた組織体制

特定事業者は、(3)による推進体制の整備を行う。また、温室効果ガスの排出の量の削減等の取組は、全社を含めた推進体制を有することが効果的と考えられることから、全社的な推進体制も併せて整備する。

ウ　事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量の削減に係る事項

特定事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減に係る定量的な目標を定めるものとする。

削減目標は、市内における事業活動に伴う排出量について設定する。

削減目標の対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第２条第３項各号に掲げる物質とし、温室効果ガスの排出の量の削減目標等の具体的な設定は次のとおり行うものとする。

(ｱ) 削減目標の設定にあたり考慮すべき事項

a　条例第７条第２項の規定による地球温暖化対策等推進基本計画における地球温暖化対策の目標及び目標を達成するために必要な施策の基本的方向に関する事項

b　国内及び国際的な目標及びその動向

c　特定事業者の基準年度における温室効果ガスの排出状況

d　特定事業者の過去の温室効果ガスの排出の量の削減取組状況

e　事業活動の将来的な見込み

(ｲ) 基準年度、比較年度及び目標年度

基準年度は計画期間の初年度の前年度とし、目標年度は計画期間の終了年度とする。比較年度は、2013 年度とする。

(ｳ) 基準排出量、比較年度排出量及び目標排出量

a　基準排出量及び比較年度排出量の算定

基準排出量は、基準年度の温室効果ガス排出量をいう。また、規則第４条第１号、２号、４号に該当する特定事業者の基準排出量は、市内に設置している全ての事業所等の基準排出量の合計値とし、同項第３号に該当する特定事業者の基準排出量は、その使用する全ての対象自動車の基準排出量の合計値とする。

ただし、基準年度に市内で事業を開始した場合や事業活動に著しく変動が生じた場合など、基準排出量を計画期間の初年度の前年度に設定することが適当でない場合は、市と協議の上、他の複数年度の排出量の平均や排出量の推計など適切な方法を用いることにより基準排出量とすることができる。

基準排出量の算定については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令に基づき行うものとする（以下、排出量に係る算定について同じ。）。

比較年度排出量は、比較年度の温室効果ガス排出量とし、上記の基準排出量の算定と同様の考え方により算定するものとする。

b　目標排出量の算定

目標排出量は、基準年度の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から、計画期間に実施する対策により削減される温室効果ガスの量を減じることなどにより得られる量をいう。また、規則第４条の複数号に該当する特定事業者は、該当する各号の目標排出量を設定するものとする。

目標排出量を算定する際は、削減対策の計画のほか、今後の事業活動の見込み、川崎市地球温暖化対策推進基本計画における温室効果ガス排出量の個別目標や各目標の試算結果等を総合的に勘案するものとする。

(ｴ) 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施

特定事業者は、事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するため、事業所の各設備等の状況等に応じた排出削減対策を講じるものとする。

a　削減対策の選定と省エネの推進

特定事業者は、次に掲げる手順に従い、その設備等に係る削減対策の検討を行い、別表第１から６等を活用して、計画期間における削減対策を選定するものとする。

(a)　現況把握

事業活動に係る設備等の保有状況及び運転状況等を把握するとともに、エネルギー使用量等の変化を分析することで、最適な運転条件も併せて把握するものとする。

(b)　削減対策の検討及び選定

現況把握を踏まえ、別表第１から６等に沿って、設備等の状況に応じた排出量削減対策を検討するものとする。

①事業所等における削減対策

規則第４条第１号、第２号、第４号に該当する特定事業者は、事業所等からの温室効果ガスの排出の量を削減するため、別表第１から４に沿って、具体的な削減対策を検討するものとする。

別表第１から４の対策は、次の考え方により「基本対策」と「目標対策」に区分している。

①-1 基本対策（別表第１、３）

基本対策は、エネルギー消費設備等の運転管理、計測・記録、保守・点検の改善を実施することにより、エネルギー損失の防止等の温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な削減対策である。各事業所の設備等の条件に適合する基本対策は、実施について検討し、原則として条件に適合する対策は全て選定するものとする。

①-2 目標対策（別表第２、４）

目標対策は、高効率設備等の導入や既存設備等の改修等により、温室効果ガスの排出の量の削減を図るものであり、設備投資を要することから、設備の更新時期や経営状況を踏まえながら、導入等の可能性について十分な検討を行い、積極的に取り組むことが望ましい。

②自動車における削減対策

規則第４条第３号に該当する特定事業者は、事業活動に伴い使用する対象自動車から排出する温室効果ガスの排出の量を削減するため、別表第５、６に沿って、具体的な削減対策を検討するものとする。

なお、基本対策と目標対策の考え方は、①と同様である。

エ　エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項

特定事業者は、エネルギーの使用量を把握するよう努めるものとする。特定事業者の内、規則第１号、第２号に該当する特定事業者は、エネルギー原単位（エネルギーを生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値で除して得た値）に係る定量的な目標を定めるものとする。

また、特定事業者の内、規則第４号に該当する特定事業者は、排出量原単位（排出量を生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値で除して得た値）に係る定量的な目標を定めるものとする。

なお、計画期間は原則として原単位等の指標を変更しないものとする。その他の特定事業者においても、排出量を排出量原単位により算定している特定事業者は、原単位における削減目標を設けることができる。また、基準排出量原単位及び目標排出量原単位の算定等は、基準排出量及び目標排出量の算定等と同様の趣旨により、設定するものとする。

上記の特定事業者は、エネルギーの使用量の削減に向け、事業所の各設備等の状況等に応じた対策を講じるものとする。なお、「ウ(ｴ)温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施」を基に、対策を選定するものとする。

オ　再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項

事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のためには、省エネルギー対策に加え、再生可能エネルギー源の利用による対策も並行して進めていくことが重要である。特定事業者は、技術の向上その他事業活動を取り巻く状況等を勘案して、脱炭素エネルギー源等の利用について検討を行い、その積極的な利用に努めるものとする。

また、再生可能エネルギー源の利用によって得られた環境価値を証書化し、市場で取引することを可能にしたグリーン電力証書及びグリーン熱証書等は、自社で再生可能エネルギー源等の利用設備を持たない場合でも再生可能エネルギーの普及に貢献できる有効な手段であり、併せて積極的な活用に努めるものとする。

(ｱ) 再生可能エネルギー源の利用

特定事業者は、再生可能エネルギー源等の積極的な利用及びその使用量の把握に努めるものとする。特定事業者の内、規則第１号、第２号に該当する特定事業者は、使用電力量における再生可能エネルギー源の利用による電力量の割合及び電気事業者等から調達する電力の排出係数に係る定量的な目標を定めるものとする。

a 目標を定めるにあたり考慮すべき事項

(a) 再生可能エネルギー源を活用した発電設備の導入

(b) 温室効果ガス排出係数のより低い電力の利用

(c) 再エネ指定付き非 FIT 非化石証書やグリーン電力証書の利用

(ｲ) 使用するエネルギーの電化

特定事業者は、エネルギー効率を考慮しつつ、熱エネルギーの電化の取組に努めるも

のとする。

カ　自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項

特定事業者は、その使用する自動車等について、温室効果ガスを排出しない又はその量が相当程度少ない自動車の利用、自動車の適正な運転及び整備、その他の温室効果ガス排出の量の削減のための取組に努めるものとする。特定事業者の内、規則第３号に該当する特定事業者は、事業者が使用する対象自動車の燃費に係る定量的な目標を定めるものとする。

上記の特定事業者は、自動車における排出量の削減に向け、その使用する対象自動車等の状況等に応じた対策を講じるものとする。なお、「ウ(ｴ)温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施」を基に、対策を選定するものとする。

キ　温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項

脱炭素社会の実現には、既存技術の最大限の活用だけでなく、革新的な技術や製品開発等が重要である。特定事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に努めるものとする。また、革新的な技術や製品開発等は、時間を要することから、中長期的な視点を持って取組を計画的に進めるよう努めるものとする。

(ｱ) 脱炭素表明・中長期の温室効果ガス削減目標の設定

特定事業者（市外にも事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）は、脱炭素を目指す表明や中長期での温室効果ガスの削減目標を掲げ、温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する措置を行うよう努めるものとする。

(ｲ) 脱炭素化に資するイノベーションの取組の推進

特定事業者（市外にも事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）は、脱炭素に資する革新的な技術の開発等を通じて、自らの温室効果ガスの排出の量を削減するとともに、広く他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する措置を行うよう努めるものとする。

(ｳ) その他の取組

①中長期的な視点での温室効果ガスの排出の量の削減目標

②二酸化炭素を排出しない熱エネルギーの導入

③SBT 等イニシアチブへの加盟・賛同

④サプライチェーン全体での削減の取組

⑤川崎 CN ブランドの認定・川崎メカニズム認証制度の認証の取得

ク　地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項（条例第１０条第１項第２号から第６号までに掲げる事項を除く。）

特定事業者は、自らの事業活動における温室効果ガスの排出の量の削減のほか、他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等への寄与、地域社会での地域住民等への啓発、市が実施する施策への協力など、地球温暖化対策に資する社会貢献活動その他の地球温暖化対策の推進に努めるものとする。

（５）市内大規模事業所の脱炭素化に向けた取組の推進

基準年度において原油換算エネルギー使用量が 1,500 キロリットル以上の事業所（以下「大規模事業所」という。）を市内に設置している特定事業者は、大規模事業所ごとに「(4) 脱炭素化に向けた取組の計画的な推進」を準用し、脱炭素化に向けた取組を計画的に推進するも

のとする。

（６）事業活動脱炭素化取組計画書の作成

ア　計画書の作成単位及び様式

特定事業者は、市内に設置している全ての事業所等に係る計画について取りまとめを行い、事業者ごとに条例第１０条第１項各号及び規則第６条各号に掲げる事項を記載した規則第１号様式及び指針様式第１号による事業活動脱炭素化取組計画書（以下「計画書」という。）を作成するものとする。

また、大規模事業所にあっては、その事業所等ごとに、温室効果ガスの排出の量及びエネルギー使用量の削減目標等を指針様式第１号の別紙により作成するものとする。

なお、大規模事業所のうち、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設（以下「発電所等」という。）については、(4)ウ(ｳ)の規定にかかわらず、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む基準排出量、目標排出量（当該特定事業者が設置する電気又は熱の供給系統全体の排出量原単位）及び当該目標を達成するための削減対策を記載するものとする。

計画書は、規則第４６条の規定により、正本１通及びその写し１通を提出するとともに、作成をした規則様式及び指針様式の電子媒体を併せて市長に提出するものとする。（以下、事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書及び事業活動脱炭素化取組結果報告書の提出について同じ。）

イ　計画書に必要な資料

計画書には、次に掲げる資料のうち、評価項目に関するものを添付するものとする。

(ｱ) 基準年度及び比較年度における温室効果ガスの排出の量の算定根拠資料（排出量原単位等の算定を含む。以下同じ。）

(ｲ) 目標排出量及び削減量の算定根拠

(ｳ) エネルギーの使用量及び削減目標の算定根拠資料

(ｴ) 再生可能エネルギー源による電力量割合に関する資料

(ｵ) 対象自動車の燃費目標に関する資料

(ｶ) 各目標を達成するための措置の内容を説明する資料

(ｷ) （４）キ(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)に関する資料

(ｸ) その他参考となる資料及び市長が必要と認める資料

（７）事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書の作成

ア　届出書の作成単位及び様式

条例第１０条第２項の規定による届出は、事業者ごとに規則第２号様式により作成し、必要な資料を添付するものとする。

イ　計画書内容の変更

計画書の変更については、原則として、変更前後の内容が分かる資料とともに、変更後の内容を反映した規則第１号様式又は指針様式第１号（変更に係る様式面のみ）を添付するものとする。

ウ　事業の廃止、休止、再開

事業を廃止したとき、若しくは事業を休止し、又は休止した事業を再開したときは、次に掲げる事項を記載するものとする。

(ｱ) 廃止若しくは休止又は再開の理由

(ｲ) 廃止若しくは休止又は再開の年月日

事業の廃止又は休止とは、市内における事業の全部を廃止又は休止することをいい、一部を廃止又は休止する場合は含まない。事業の一部を廃止又は休止する場合は、計画内容の変更として扱うものとする。

（８）温室効果ガス排出状況等の把握及び改善等に向けた検討

ア　温室効果ガスの排出の状況等の把握

計画書提出特定事業者は、計画期間における（４）ウ、エ、オ、カに関する状況及び対策の実施状況並びに目標の達成状況について把握するものとする。

イ　削減対策効果の評価及び改善等に向けた検討

アを踏まえて、対策の効果について評価を行うとともに、改善等に向けた検討を行うものとする。

（９）事業活動脱炭素化取組結果報告書の作成

ア　結果報告書の作成単位及び様式

計画書提出特定事業者は、事業者ごとに規則第５号様式及び指針様式第１号による事業活動脱炭素化取組結果報告書（以下「結果報告書」という。）を作成するものとする。結果報告書の作成については、計画書の作成に準ずるものとし、原則として、計画書に対する実施状況を記載するものとする。

また、発電所等については、他人への電気又は熱の供給に係るものを除いた排出量のほか、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む排出量等の値を併せて記載するものとする。

イ　結果報告書における排出係数の取扱い

温室効果ガスの排出の量の算定に用いる排出係数は、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第２条第４項第１号の規定による環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数など、毎年の排出係数を反映したものを使用するものとする。

ウ　結果報告書に必要な資料

結果報告書には次に掲げる資料のうち、評価項目に関するものを添付するものとする。

(ｱ) 結果報告書を提出する年度の前年度における温室効果ガスの排出の量等の算定根拠

(ｲ) エネルギーの使用量に関する資料

(ｳ) 再生可能エネルギー源による電力量割合に関する資料

(ｴ) 対象自動車の走行量及び使用した燃料の量

(ｵ) 各目標を達成するために実施した措置の内容を説明する資料

(ｶ) （４）キ(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)に関する資料

(ｷ) その他参考となる資料及び市長が必要と認める資料

(10) 計画書等の内容の公表

市長は、条例第１２条の規定に基づき計画書及び結果報告書の概要について公表を行う。公表する事項は、規則第１０条の規定に掲げるもののほか、指針様式第１号に係る内容（別紙は除く。）とする。また、市長は必要に応じ公表事項の見直しを行うものとする。このほか、

市長は、特定事業者の脱炭素化の取組の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(11) 計画書等の評価及び評価結果の公表

市長は、条例第１３条第１項から第３項の規定に基づき、計画書に記載する目標及び結果報告書に記載する評価対象年度の実績について、次のアからエにより、評価を行い、条例第１３条第５項に基づき、評価結果の公表を行う。なお、条例第１３条第２項の規定に基づく結果報告書（最終提出年度に提出すべきものを除く）の評価を求める場合は、規則第１１条の規定に基づき、取組結果報告書評価依頼申出書（規則第７号様式）により行うものとする。

ア　評価項目

(ｱ) 事業活動に伴う温室効果ガス排出の量及び当該量の削減に係る事項

特定事業者の評価は、次の①及び②の項目に対して、基礎排出量及び調整後排出量それぞれについて行う。

①特定事業者の計画期間における温室効果ガス排出量削減率（必須項目）

温室効果ガス排出量の基準年度の排出量に対する目標排出量の削減率及び評価を行う年度の排出量の削減率とする。

②特定事業者のこれまでの取組における温室効果ガス排出量削減率（必須項目）

温室効果ガス排出量の比較年度の排出量に対する目標排出量の削減率及び評価を行う年度の排出量の削減率とする。

(ｲ) エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項

規則第４条第１号及び第２号に該当する特定事業者の評価は、次の①の項目について行う。

①エネルギー消費原単位の削減率（必須項目）

基準年度のエネルギー消費原単位に対する目標原単位及び評価を行う年度のエネルギー消費原単位の削減率とする。

規則第４条第４号に該当する特定事業者の評価は、次の②の項目について行う。

②排出原単位の削減率（必須項目）

基準年度の排出原単位に対する目標原単位及び評価を行う年度の排出原単位の削減率とする。

(ｳ) 再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項

規則第４条第１号及び第２号に該当する特定事業者の評価は、①、②及び③の項目について行う。

①使用電力の再生可能エネルギー電源比率（必須項目）

特定事業者における使用電力における再生可能エネルギー電源比率目標及び評価を行う年度の使用電力量のうち、自家発電による再生可能エネルギー源の利用により発電された電力量（余剰売電分は除く）、電気事業者から調達する電力のうち再生可能エネルギー源により発電された電力量、グリーン電力証書により調達する電力量及び非ＦＩＴ非化石証書（再エネ指定あり）にて直接調達する電力量を合計した値の割合とする。

②電気事業者等から調達する電力の排出係数（必須項目）

電気事業者から調達する電力の、排出係数の目標及び評価を行う年度の調整後排出係数とする。

③使用エネルギーの電化の取組

特定事業者のエネルギー使用量（非化石エネルギーを除く）のうち、電力使用量の割合とする。

(ｴ) 自動車の利用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項

規則第４条第３号に該当する特定事業者の評価は、①及び②の項目について行う。

①燃費（必須項目）

特定事業者の使用する対象自動車の燃費の目標及び評価を行う年度の状況とする。

②乗用車の電気自動車及び燃料電池自動車の導入割合

特定事業者が使用する対象自動車のうち乗用車における、電気自動車及び燃料電池自動車の乗用車の割合とする。

(ｵ) 温室効果ガス排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項

特定事業者の評価は、2050 年までの脱炭素社会の実現に向けた中長期の取組に関して、次の項目について行う。なお、計画書については、計画段階であって計画書の計画期間に取り組む予定のものであれば記載することができる。

①脱炭素表明・中長期の温室効果ガス削減目標の設定（必須項目）

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）における脱炭素宣言の表明及びその達成に向けた中長期的な削減目標を定めた計画の内容とする。

②脱炭素化に資するイノベーションの取組

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者にあっては、市域外の事業所等を含むことができる）の計画期間における脱炭素に資する革新的な技術の開発等の取組とする。

③中長期的な視点での温室効果ガスの排出量の削減率

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）の、①で掲げる削減計画における目標、あるいはその属する業界団体が設定している削減目標に対する温室効果ガス排出量の削減率とする。ただし、削減目標の時期が明示されており、達成状況が確認できる場合のみ評価するものとする。

④二酸化炭素を排出しない熱エネルギーの導入

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）の計画期間における二酸化炭素を排出しない熱エネルギーの導入状況とする。

⑤SBT 等イニシアチブへの加盟・賛同

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）の SBT や RE100 などのイニシアチブの加盟や賛同状況とする。

⑥サプライチェーン全体での削減の取組

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を　　含むことができる）のサプライチェーン全体での温室効果ガス排出量の削減の取組とする。

⑦川崎 CN ブランドの認定の取得

特定事業者における川崎 CN ブランドの認定の取得状況とする。

⑧川崎メカニズム認証制度の認証の取得

特定事業者における川崎メカニズム認証制度の認証の取得状況とする。

なお、条例第１０条第３項に掲げる中小規模事業者用脱炭素化取組計画書及び条例第１１条に基づく中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書においては、次の取組についても評価する。

⑨川崎市脱炭素行動宣言の認証

⑩かわさき SDGs ゴールドパートナーの認証（環境に関する分野）

イ　評価基準及び評価方法

条例第１３条に基づき市長が行う評価については、上記（11）ア　評価項目ごとに、別表第７－１から別表第１１－１１に掲げる水準及び配点に基づき、次の表のとおり評価を行う。

表　評価項目及び必須項目の満点

評価項目	必須項目の満点
事業活動に伴う温室効果ガス排出の量及び当該量の削減に係る事項	各５点
エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項	５点
再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項	１０点
自動車の利用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項	５点
温室効果ガス排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項	１０点

表　水準とその条件

水準	条件
A水準	評価結果の点数が評価項目における必須項目の満点中９０％以上
B水準	評価結果の点数が評価項目における必須項目の満点中５０％以上
C水準	評価結果の点数が評価項目における必須項目の満点中４９％以下

上記アにおいて、必須項目以外の項目がある場合は、その得点を加算した上、「表　水準と条件」に基づき評価を行うものとする。

なお、評価については、専門的知見を有する者の意見を聴いた上で、取りまとめるものとする。

ウ　評価結果の通知

条例第１３条第４項の規定に基づき、上記ア及びイにより実施した特定事業者の評価結果について、当該事業者へ通知する。

エ　評価結果の公表

条例第１３条第５項の規定に基づく公表は、評価項目ごと及び事業者ごとに評価結果を

取りまとめ、公表するものとする。なお、規則第１３条第５項に規定する天災その他やむを得ない場合とは、天災その他の不可抗力による場合及び評価を行う上で基礎となる事項について国等において見直し等に向けた議論が進められている場合とする。また経過措置として、Ｃ水準の公表については、２計画期間連続でＣ水準とならない場合は公表しないものとする。

公表の期間は、規則第１４条の規定のとおり、計画書の評価については、当該評価を公表した日から計画書の計画期間が終了する日の属する年度の翌年度の末日まで、結果報告書の評価については、当該評価を公表した日から結果報告書の計画期間が終了した日から起算して４年を経過する日の属する年度の末日までとする。

条例第１３条第６項の規定に基づき、特定事業者に対し、評価結果通知書の内容について、公表の前に意見を述べる機会を与えるものとする。当該意見の内容は、専門的知識を有する者の意見を聴いた上で、対応を行うものとする。公表は、インターネット及び必要に応じてその他の手段で行うものとする。

４　中小規模事業者に係る脱炭素化に向けた取組

（１）中小規模事業者用脱炭素化取組計画書等の任意提出

ア　中小規模事業者用脱炭素化取組計画書

中小規模事業者は、条例第１０条第３項の規定により、条例第１０条第１項第１号、第２号及び第４号並びに規則第４条第２号から第４号及び第６号から第１０号に掲げる事項を記載した規則第３号様式及び指針様式第２号による中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を作成し、市長に提出することができる。なお、条例第１０条第１項第３号、第５号及び第６号に掲げる事項についても、記載の上で提出することができる。

中小規模事業者用脱炭素化取組計画書は、規則第４６条の規定により、正本１通及びその写し１通を提出するとともに、作成した規則様式及び指針様式の電子媒体を併せて市長に提出するものとする。（以下、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書変更等届出書及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の提出について同じ。）

イ　中小規模事業者用脱炭素化取組計画書変更等届出書

条例第１０条第４項の規定による届出は、規則第４号様式により作成し、必要な資料を添付するものとする。

ウ　中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書

条例第１１条第１項の規定による届出は、規則第６号様式及び指針様式第２号により作成するものとする。脱炭素化に向けた取組については、原則として「３　特定事業者に係る脱炭素化に向けた取組」を準用する。

（２）計画書等の内容の公表、評価及び評価結果の公表

ア　市長は、条例第１２条に基づき、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の概要の公表を行う。公表する事項は、規則第１０条の規定に掲げるもののほか、指針様式第２号に係る内容とする。なお、指針様式第２号の別紙については、記載のあった場合は公表するものとする。

イ　市長は、条例第１３条第１項から第３項の規定に基づき、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に記載する目標及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書に記載する評価対

象年度の実績について、評価を行う。評価は次の項目において実施するものとし、その他の項目は記載のあった場合のみ評価する。評価結果について、条例第１３条第５項に基づき公表する。なお、公表については、３（11）エに準じて行う。

(ｱ) 温室効果ガス排出の量の削減に係る事項（ただし、３（11）ア(ｱ)①のみ）

(ｲ) 再生可能エネルギー源の利用及び電化に係る事項

（３）事業者間の協力等

中小規模事業者から温室効果ガスの排出の量の把握及び地球温暖化対策の推進のための連携又は協力を求められた事業者は、当該中小規模事業者の地球温暖化対策の推進について、連携又は協力を行うよう努めるものとする。

（４）省エネルギー診断等の活用

中小規模事業者は、「２　事業活動に係る脱炭素化に向けた取組」に規定するものに加え、国や自治体等が行う省エネルギー診断等を活用するなどして、温室効果ガスの排出の量の削減等に努めるものとする。

（５）中小規模事業者に対する支援

市は、条例第１６条の規定に基づき、中小規模事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等を推進するため、中小規模事業者に対し、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書の提出を促進するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

５　雑則

（１）計画書提出事業者に対する支援

市長は、条例第１４条第１項の規定に基づき、計画書提出事業者に対し、その提出した計画書の内容及び当該計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項及び計画書等の適正な作成等に係る事項について、この指針に基づき、必要な指導及び助言を行う。

また、条例第１４条第２項の規定に基づき、条例第１３条の規定による評価の結果に応じた情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（２）立入調査等

市長は、条例第４１条第１項の規定に基づき、必要に応じ、計画書及び結果報告書の内容、計画に基づく措置の実施状況の確認等のため、必要な報告又は資料を求めるとともに、その職員に事業所等に立入調査をさせることができる。

（３）勧告・公表

市長は、条例第４２条の規定に基づき、次に掲げる場合、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。また、条例第４３条の規定に基づき、正当な理由なく当該勧告に従わないときには、当該勧告を受けた事業者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

ア　特定事業者が計画書の提出等を行わなかった場合若しくは虚偽の提出をした場合、又は立入調査等に応じなかった場合

イ　中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を提出した事業者が当該計画書等について虚偽の提出をした場合、又は立入調査等に応じなかった場合